

掛川市規則第30号

掛川市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年9月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

掛川市建築基準法施行細則（平成19年掛川市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (3) 静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第10条の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書

第2条の次に次の1条を加える。

（建築物の建築に関する確認の特例）

第2条の2 政令第10条第3号ハ及び第4号ハの規則で定める規定は、県条例第10条の2第1項（建築物の各部分の耐力、変形限度等に関する基準（平成29年静岡県告示第219号）1(1)のうち、法第20条第1項第4号イに係る部分に限る。）とする。

第6条中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。